

ファスマック
種苗検査セミナー①

輸出国でも検査証明

第4次植物検疫改正で

講師 農林水産省消費・安全局植物
防疫課検疫対策室検疫企画班 岩井朋久氏

ファスマックは11月24日、東京都品川区のバドムで第3回種苗検査セミナーを開いた。「種苗の品質管理に役立つ情報」をテーマに「第4次植物検疫改正」「野菜のウイロイド」「野菜類でのDNAマーカー利用」について、専門家が講演した。

5年間に4回見直し

農林水産省消費・安全局植物防疫課検疫対策室検疫企画班の岩井朋久氏は「植物検疫制度の見直しについて」と題して講演した。植物検疫法は2011（平成23）年3月の第1次改正から今年5

月の第4次改正まで5年間に4回見直された。

一連の見直しは、2010（平成22）年に関係各界の有識者、有害動植物に関する専門家および植物検疫当局が、意見・情報の交換を行うリスクリンクコミュニケーションを実施し、その結果としてとりまとめられた植物検疫の見直しに際しての考え

方の原則に基づいて行われている。

国際植物防疫条約では植物に有害な病害虫が侵入・まん延することを防止するために、加盟国が適切な植物検疫措置を確保することを目的に、国

際基準を定めている。

また、WTOの「衛生と植物防疫のための措置」（SPS協定）では科学的な根拠に基づき、国際的な基準があるもの

はそれに合わせるなどの国際ルールがあり、それに則って改正してきた。

遺伝子診断に変更

これまでの改正では、検疫有害動植物対象をリスト化して明確にする、検疫対象の追加、輸出国での栽培地検査、検疫対象の発生地域や寄主植物の見直しなどが行われてきた。

今回の改正の最大のポイントは、ジャガイモやセイウイロイドなどポスピロイド8種の検査要求項目が栽培地検査から遺伝子診断に変更されたこと。輸出国でも遺伝子診断などの精密検定でウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記できるようになった。

その背景には、生産国でなければ検査証明がで

きないというのでは問題が生じることや、輸出国に不利になる場合があるなどの理由から変更が加えられた。

種子伝染性病害に対する精密検定を要求する国が増えており、種子の国際移動に関して基準をつくる動きが出ている。

農研機構・野菜花き研

研究部門花き生産流通領域の松下陽介主任研究員の「野菜のウイロイドの病徴・検査技術について」と、農研機構・野菜花き研究部門野菜育種・ゲノム研究領域の布目司ゲノム解析ユニット長の「DNAマーカー開発と野菜類でのマーカー利用」の講演要旨は、順次掲載する。

平成28年12月11日付け
日本種苗新聞